

# 感染症指定医療機関及び結核指定医療機関指定等事務取扱要領

## 第1 趣 旨

この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号。以下「法」という。) 第38条に規定する感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指定等に係る北海道における事務取扱について定めるものとする。

## 第2 定 義

- 1 この要領における感染症指定医療機関とは、法第6条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関、法第6条第15項に規定する第二種感染症指定医療機関（結核病床を有する医療機関を含む。）をいう。
- 2 この要領における結核指定医療機関とは、法第6条第16項に規定する結核指定医療機関（保健所設置市が管轄する医療機関を除く。）をいう。
- 3 この要領における道立保健所とは各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室又は各地域保健室に併置した保健所をいう。

## 第3 北海道の責務

- 1 北海道は、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指定権者であり、その指定等に係る事務を行う。
- 2 北海道は、この要領について、指定の同意を得られた事業者に対し、必要な届出等が履行されるよう周知しなければならない。

## 第4 同 意

- 1 北海道知事は、感染症指定医療機関に指定しようとする医療機関について、当該医療機関を所管する道立保健所長、又は当該医療機関が保健所設置市が管轄する医療機関にあっては、当該医療機関が属する第二次医療圏域内にある道立保健所長に施設設備等の調査を依頼し、指定要件を満たす場合は、当該医療機関に対し、指定の同意を求める。
- 2 依頼を受けた道立保健所長は、速やかに調査を実施し、その結果について、第一種感染症指定医療機関については、「第一種感染症指定医療機関施設状況調査票」（別記第1－1号様式）に、第二種感染症指定医療機関については、「第二種感染症指定医療機関施設状況調査票」（別記第1－2号様式）に記載し、実施後7日以内に北海道知事に報告する。
- 3 第一種感染症指定医療機関の指定を新たに受けようとする医療機関等の開設者は、「医療機関指定同意書」（別記第2－1号）を、第二種感染症指定医療機関の指定を新たに受けようとする医療機関の開設者は、「医療機関指定同意書」（別記第2－2号様式）を、道立保健所を経由し北海道知事に提出する。
- 4 結核指定医療機関の指定を新たに受けようとする医療機関及び薬局の開設者は、「医療機関指定同意書」（別記第2－3号様式）を、医療機関等の所在地を管轄する道立保健所長に提出する。
- 5 既に第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定を受けている医療機関が現有施設を廃止し、新たに施設整備した場合も、第4の1から4のとおりの取扱いとする。

## 第5 指 定

- 1 北海道知事は、感染症指定医療機関の指定を新たに受けようとする同意書が提出されたときは、その施設設備について国が定める基準を満たしている場合は、指定を行う。
- 2 北海道知事は、結核指定医療機関の指定を新たに受けようとする同意書が提出されたときは、その内容を書面審査し、適当と認められる場合は指定を行う。
- 3 北海道知事は、第一種感染症指定医療機関を指定したときには、その開設者に「医療機関指定書」（別記第3－1号様式）を、第二種感染症指定医療機関を指定したときには、その開設者に「医療機関指定書」（別記第3－2号様式）を、道立保健所を経由し交付する。
- 4 道立保健所長は、結核指定医療機関を指定したときには、その開設者に「医療機関指定書」（別記第3－3号様式）を交付する。
- 5 既に第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定を受けている医療機関が現有施設を廃止し、新たに施設整備した場合も、第5の1から3のとおりの取扱いとする。

## 第6 指定の辞退

- 1 第一種又は第二種感染症指定医療機関の開設者は、感染症指定医療機関の指定を辞退しようとする場合（既指定病床数の一部減床を含む。）は、「感染症指定医療機関指定辞退届」（別記第4-1号様式）を、辞退する日の1年前までに道立保健所を経由し北海道知事に提出する。
- 2 結核指定医療機関の開設者は、その指定を辞退しようとする場合は、「結核指定医療機関指定辞退届」（別記第4-2号様式）を、辞退する日の30日前までに医療機関等の所在地を管轄する道立保健所長に提出する。
- 3 感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の開設者は、医療機関及び薬局を廃止する場合には第6の1、2のとおりの取扱いとする。ただし、廃止後再指定を受ける場合を除く。
- 4 北海道知事及び道立保健所長は、第6の1から3に規定する期間に届出が履行されない場合には、感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の開設者に対し、理由書の添付を求めることができる。

## 第7 指定事項の変更

- 1 感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の開設者は、当該医療機関について、その名称、所在地等を変更したとき、又は診療を休止、廃止（廃止後再指定をする場合に限る。）したときは、変更後10日以内に、「変更（休止・廃止）届」（別記第5号様式）を、第一種又は第二種感染症医療機関にあっては道立保健所を経由し北海道知事に、結核指定医療機関にあっては医療機関等の所在地を管轄する道立保健所長に届け出る。
- 2 次の場合は、「廃止届」（「医療機関指定書」を添付。紛失により添付できない場合は、管理台帳にて指定を確認する。）及び「医療機関指定同意書」を提出する。（廃止後再指定）  
ただし、既に第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定を受けている医療機関が現有施設を廃止し、新たに施設整備した場合を除く。
  - ア 開設者が変更となった場合
    - a 開設者が法人から個人、個人から法人になった場合
    - b 開設者が法人である場合に、他の法人に合併されたり、新たな法人になった場合
  - イ 医療機関等の名称を変更した場合
  - ウ 診療所を病院に、病院を診療所に変更した場合
  - エ 医療機関を移転した場合
  - オ 健康保険法の保険医療機関指定記号番号が変更になった場合
- 3 次の場合は、「変更届」を提出する。
  - ア 開設者が変更になった場合（第7の2のアを除く。）
  - イ 住居表示の変更等により、医療機関等の所在地の呼称、番地の変更があった場合
  - ウ 開設者の住所に変更があった場合

## 第8 報告

道立保健所長は、結核指定医療機関に係る指定書の交付、変更（休止、廃止）の届出、指定辞退の届出にかかる事務を行った場合は、翌月10日までに前月受理分を取りまとめて別記第6号様式により報告する。

## 第9 記録及び保管

北海道知事及び道立保健所長は、第5から7の事務を行った場合、その内容を台帳に記録し、永年保管する。

なお、電子媒体で管理する場合は、記録を削除せず、抹消線で修正し、指定等の経過を保管する。

## 第10 別記様式の提出方法

第4、第6及び第7の規定にかかわらず、医療機関、薬局、感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の開設者が道立保健所長に提出する各別記様式は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により提出することができる。

附 則

この要領は平成20年5月23日から施行する。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年1月8日から施行する。